

「財産債務調書」、「財産債務調書（次葉）」及び「『財産債務調書制度』のあらまし」の読替表

「財産債務調書」、「財産債務調書（次葉）」及び「『財産債務調書制度』のあらまし」については、次のとおり読み替えることに留意願います。

様式名	読替箇所	読替前	読替後
財産債務調書	◎財産債務調書を提出しなければならない方(1)	ロ 所得税の還付申告書（その年分の所得税の額の合計額が配当控除の額及び年末調整で適用を受けた住宅借入金等特別控除額の合計額を超える場合におけるその還付申告書に限り。）を提出することができる方	ロ 所得税の還付申告書（その年分の所得税の額の合計額が配当控除の額及び年末調整で適用を受けた住宅借入金等特別控除額の合計額※を超える場合におけるその還付申告書に限り。）を提出することができる方 <u>※令和6年分については、所得税の定額減税額を含みます。</u>
財産債務調書（次葉）	◎財産債務調書を提出しなければならない方(1)	ロ 所得税の還付申告書（その年分の所得税の額の合計額が配当控除の額及び年末調整で適用を受けた住宅借入金等特別控除額の合計額を超える場合におけるその還付申告書に限り。）を提出することができる方	ロ 所得税の還付申告書（その年分の所得税の額の合計額が配当控除の額及び年末調整で適用を受けた住宅借入金等特別控除額の合計額※を超える場合におけるその還付申告書に限り。）を提出することができる方 <u>※令和6年分については、所得税の定額減税額を含みます。</u>
「財産債務調書制度」のあらまし	◎財産債務調書を提出しなければならない方	① 所得税の確定申告書を提出する必要がある方又は所得税の還付申告書（その年分の所得税の額の合計額が配当控除の額及び年末調整で適用を受けた住宅借入金等特別控除額の合計額を超える場合におけるその還付申告書に限り。）を提出することができる方で、その年分の退職所得を除く各種所得金額の合計額が2,000万円を超え、かつ、その年の12月31日においてその価額の合計額が3億円以上の財産又はその価額の合計額が1億円以上の有価証券等を有する場合	① 所得税の確定申告書を提出する必要がある方又は所得税の還付申告書（その年分の所得税の額の合計額が配当控除の額及び年末調整で適用を受けた住宅借入金等特別控除額の合計額※を超える場合におけるその還付申告書に限り。）を提出することができる方で、その年分の退職所得を除く各種所得金額の合計額が2,000万円を超え、かつ、その年の12月31日においてその価額の合計額が3億円以上の財産又はその価額の合計額が1億円以上の有価証券等を有する場合 <u>※令和6年分については、所得税の定額減税額を含みます。</u>